

表 閣議決定したマイナンバー取得促進に向けたタイムスケジュール

令和1年7月	マイナンバー関連行政機関局長級会議
8月	企業等へのマイナンバー交付に向けた出張説明開始
令和2年4月	自治体ポイントの取得にマイナンバーカードの利用を義務化 マイナンバーカードの利用促進に向けた実施状況を行政機関ごとに評価開始
令和3年3月	マイナポータルで特定健診情報の閲覧開始
10月	薬剤情報、医療費情報の閲覧を開始 マイナンバーカードをお薬手帳として利用開始
令和4年1月	確定申告の医療費控除手続きで、マイナポータルを利用した場合、領収書の添付を省略できる

経税部
だより

マイナンバー導入の問題と 導入後の扱いをめぐる攻防

マイナンバー法は2013年に成立し、2015年に施行されました。正式には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で、行政事務の利便性を高める目的で全個人、全法人に番号附番して識別するのが目的です。従来から番号による管理は行われていますが、行政分野ごとに番号管理していたものを、税と社会保障、災害

対応に対応する行政事務を共通番号で管理する仕組みです。これらの行政事務を行う行政機関等はマイナンバーを扱う義務があります。

一方、源泉徴収や住民税の特別徴収、社会保険などの行政手続きを民間事業者が代行する場合はマイナンバーの取り扱いに努めるよう定めています。取り扱う場合は厳しい管理規定に加え、罰則が定められていることから

国税通則法に税務申告に個人番号を記載するよう定めっていますが、現実には記載しなくても受付されます。一方、例えばNISA（有価証券の売買等の利益への非課税制度）を利用するには受付窓口の証券会社などがマイナンバー記載された手続き書類でなければ受付しない判断を示していることから利用できないのが実態です。

住民税の天引き額を事業者に通知する住民税決定通知書は、毎年5月に自治体から全事業主に送付されますが、総務省は2017年に全従業員のマイナンバーを記載して送付するよう通達しました。しかし、マイナンバーの扱いを努力規定とする事業者にも一方的に管理を強要する送り方に対する批判が生まれ、半数

マイナンバーはどっへ行くのか

税理士 疋田 英司

ら取り扱いを躊躇する事業者が多くありました。同法には国民に関する規定はなく、義務も努力も求められていません。税法などに番号記載の規定が定められ、社会保険や労働保険では法律上の義務規定は定めておらず、書式様式に個人番号欄を設けています。

マイナンバーの強要抗議の声で一部改善

国税通則法に税務申告に個人番号を記載するよう定めっていますが、現実には記載しなくても受付されます。一方、例えばNISA（有価証券の売買等の利益への非課税制度）を利用するには受付窓口の証券会社などがマイナンバー記載された手続き書類でなければ受付しない判断を示していることから利用できないのが実態です。

住民税の天引き額を事業者に通知する住民税決定通知書は、毎年5月に自治体から全事業主に送付されますが、総務省は2017年に全従業員のマイナンバーを記載して送付するよう通達しました。しかし、マイナンバーの扱いを努力規定とする事業者にも一方的に管理を強要する送り方に対する批判が生まれ、半数

近い自治体がマイナンバーを記載しないまたは部分記載などの対応をしました。この大量情報漏えいに対して同年末に総務省は通達を改正して、マイナンバーは記載しないに変更しました。

大阪労働局は昨年から労働保険の取り扱いに関して個人番号の記載をしなければ受け付けないという対応をしました。記載せずに提出したところ、「記入漏れによる不備」を理由に提出書類をそのまま送り返すなどの異常な対応をしました。

しかし、大阪だけ地域で異なる差別的取り扱いが行われた点や、マイナンバー法に規定する事業者の努力規定にも反するなど、多くの抗議の声に押されて、次第に記載がなくても受理する対応に変化しました。

このように、一部の行政機関が法令上義務化されていない対応を強要していたは、金融機関などが預金者に、事業者が従業員にマイナンバーの管理基準も知らずに収集する事例が見受けられます。

また、自動車運転免許を自主返納した場合、身分証明書喪失するため、マイナンバーカード取得を奨励することや、マイナンバーカードを取得した免許自主返納者には特典サービスを提供するなど、様々な局面でマイナンバーカードの取得を推進する施策を示しています。

医療機関に対しては、マイナンバーカードを読み取るリーダーなどの機器を取得するための補助金を用意し、医療機関が直接患者のマイナンバーを取り扱えないように制度設計しています。また、預金などの金融情報へのマイナンバー附番を推進することも定めており、本格的に情報共有に舵を切り出すことになりました。

マイナンバーがもたらす本質的な懸念の始まり

政府はこれらの仕組みの普及に向けた予算措置を来年（2020年）の通常国会で成立させ、カードリーダーなどマイナンバーカードを読み取る機器を医療機関に整備させようとしています。2021年からマイナポータルを経由して患者さんの保険情報や医療、薬品に関する情報を検索でき

「マイナンバーの管理」と比べて格段に個人情報漏洩に対する責任が増加します。

ミスは起こりうる慎重な検討が必要

2018年12月、国税庁で1992人のマイナンバー漏えいが発生しました。マイナンバーを含む情報の管理を、取り扱いが禁止されている民間事業者に再委託されたことが原因でした。マイナンバー違憲訴訟原告団は、このような事件が発生することからマイナンバーの実施は中止すべきだと訴えています。しかし国は、「マイナンバー制度が悪いわけではない。悪いのは漏えいした人」と主張しています。

確かにヒューマンエラーから発生した事件です。だからこそ、マイナンバー実施は慎重にすべきだと考えます。

（終わり）

マイナンバーカードを 全国民に持たせる狙い

今年の2月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が示され、①健康保険証のオンライン資格確認、②電子カルテ普及のための基金設立、③レセプト情報と介護保険情報の連携、④高齢者の医療介護情報の一体管理、⑤被扶養者の資格要件の厳格化などを定めました。さらに内閣は6月4日「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用促進に関する方針」を閣議決定しまし

この方針によれば、令和4年（2022年）までに住民のほとんどがマイナンバーカードを取得することを前提に行政機構を見直しすることを指示しています。

その起爆剤となるのは、①消費税増税対策として実施される自治体ポイントとはマイナンバーカードを利用した者だけが購入できる。②マイナンバーカードを保険証として取扱を行う、の2点です。その実施スケジュールは表のとおりです。

また、自動車運転免許を自主返納した場合、身分証明書喪失するため、マイナンバーカード取得を奨励することや、マイナンバーカードを取得した免許自主返納者には特典サービスを提供するなど、様々な局面でマイナンバーカードの取得を推進する施策を示しています。

医療機関に対しては、マイナンバーカードを読み取るリーダーなどの機器を取得するための補助金を用意し、医療機関が直接患者のマイナンバーを取り扱えないように制度設計しています。また、預金などの金融情報へのマイナンバー附番を推進することも定めており、本格的に情報共有に舵を切り出すことになりました。

マイナンバーがもたらす本質的な懸念の始まり

政府はこれらの仕組みの普及に向けた予算措置を来年（2020年）の通常国会で成立させ、カードリーダーなどマイナンバーカードを読み取る機器を医療機関に整備させようとしています。2021年からマイナポータルを経由して患者さんの保険情報や医療、薬品に関する情報を検索でき

「マイナンバーの管理」と比べて格段に個人情報漏洩に対する責任が増加します。

ミスは起こりうる慎重な検討が必要

2018年12月、国税庁で1992人のマイナンバー漏えいが発生しました。マイナンバーを含む情報の管理を、取り扱いが禁止されている民間事業者に再委託されたことが原因でした。マイナンバー違憲訴訟原告団は、このような事件が発生することからマイナンバーの実施は中止すべきだと訴えています。しかし国は、「マイナンバー制度が悪いわけではない。悪いのは漏えいした人」と主張しています。

確かにヒューマンエラーから発生した事件です。だからこそ、マイナンバー実施は慎重にすべきだと考えます。

（終わり）

高まる情報漏えいリスク 責任を負うのは医療機関

マイナンバーは通信データという形で医療機関内の通信機器を経由し、国の個人情報管理システムに情報収集に向かい、医療機関のデータベースに情報が提供されます。通信情報に対するハッキング技術は国家レベルのセキュリティをも打ち破る発展を続けています。しかし、最も簡単に情報を収集できるのは、セキュリティの甘い零細事業者のシステムです。犯罪者はAIを利用して狙いやすいPCを探し出し、気づかれないうちに個人情報収集する事件も報告されています。

我々が標的にされないためには一定水準のセキュリティを維持し続けることが重要となります。セキュリティ技術に「絶対安全」は存在しません。日々、技術更新を続けなくてはなりません。それも事業者の負担です。検索端末の管理や利用者のID管理など、

ドが持ち込まれること、院内での紛失や番号漏えい、それらに対応するための医療機関側の負担など現場からは多くの懸念の声が上げられています。

また、情報共有が推進される反面、情報漏えいの危険性が拡大し始めることにはかなりません。

「マイナンバーの管理」と比べて格段に個人情報漏洩に対する責任が増加します。

ミスは起こりうる慎重な検討が必要

2018年12月、国税庁で1992人のマイナンバー漏えいが発生しました。マイナンバーを含む情報の管理を、取り扱いが禁止されている民間事業者に再委託されたことが原因でした。マイナンバー違憲訴訟原告団は、このような事件が発生することからマイナンバーの実施は中止すべきだと訴えています。しかし国は、「マイナンバー制度が悪いわけではない。悪いのは漏えいした人」と主張しています。

確かにヒューマンエラーから発生した事件です。だからこそ、マイナンバー実施は慎重にすべきだと考えます。

（終わり）

募 集 中

申込締切：12月31日

休業保障

- ①最長730日の長期保障！
- ②掛金が満期まで変わりません！
- ③掛け捨てではありません！
- ④自宅療養、代診をおいても給付！
- ⑤再発や後遺症にも何度でも給付！
- ⑥所得補償保険との重複受給OK！

【加入日】
2020年4月1日
【加入申込資格】
①告知日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
②59歳（昭和35年10月2日以降生まれ）までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。

労働保険

任せて安心
事務組合

従業員が一人でもいるときは、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入し、保険料を納付する義務があります。協会では厚生労働大臣認可の労働保険事務組合を設立し、面倒な保険料申告・納付や雇用保険の事務手続きを代行します。

安い協会・事務組合の委託事務手数料（年額）	
労災保険のみ委託	12,000円
雇用保険被保険者数1～3人	12,000円
雇用保険被保険者数4～5人	18,000円
雇用保険被保険者数6人以上	30,000円

★休業保障・労働保険のお問合せは、大阪府歯科保険医協会／共済部 ☎06-6568-7438 まで